

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第11期(平成28年度)第6回理事会議事録

1. 日時:平成29年4月22日(土)19:33~21:00
2. 場所:二日市東小放課後児童クラブ
3. 出席者理事 19名
欠席者理事 5名(宮永理事・跡部理事・水田理事・武井理事・渡邊理事)
その他出席者 14名(平成29年度理事候補)

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 審議事項
 - ① 特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク定款改正について
 - ・学童保育所を放課後児童クラブへ読み替え
 - ・貸借対照表の告示について
 - ② 第11期通常総会 総会上程(案)
 - 第1号議案 平成28年度 事業報告並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認に関する件
 - 第2号議案 平成29年度事業計画及び予算承認の件
 - 第3号議案 定款改正の件
 - 第4号議案 専務理事役員報酬決定の件
 - 第5号議案 役員辞任に係る新役員選出及び承認の件
4. 協議事項
 - ① 待遇改善プロジェクトチームへの提案
5. 報告事項
 - ・二日市小放課後児童クラブの現況について
6. 連絡事項
 - ・滞納者対応について
 - ・第11期通常総会について

1. 基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

2. 理事長挨拶

(高木理事長)より

「本日初めて理事会に参加された方の中には、何故理念の唱和をしているのだろう、と思われた方もいらっしゃると思う。この法人が理事である皆さんを始め保護者で運営されているということを、一般の方々にも知っていただくために、まずは理事会で唱和をしている。そして理念に基づいて運営をしているとことを理解していただきたい

い。また、滞納で法人の運営が不安定にならないような取り組みもしていただきたい。今回の理事会は、通常総会の議案の審議と併せて、次期執行部体制も決定していく。現執行部のうち理事長と両副理事長は、任期満了で退任となるが、どこのクラブの理事が理事長や副理事長になったとしても、運営していけるような組織をこの2年間で構築してきたつもりである。安心して引き受けていただきたい。」旨の挨拶がなされた。

《議長指名》

議事に先立ち、定款第38条の規定により高木理事長が金森副理事長を議長指名し、金森副理事長が受諾した。

《定数確認》

理事 25 名中、出席理事 19 名で定足数を満たしており、定款第 39 条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

3. 審議事項

(議長)より、審議事項①「特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク定款改正」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長)より

「定款の改正というのは、総会の中で保護者会の会員を含めたところで改正されなければならない。まず、『学童保育所を放課後児童クラブへ読み替え』については、子ども子育て新法が平成 31 年に本格的に施行されるが、国の方針で『学童』が『放課後児童クラブ』に『指導員』が『支援員』に変更になったので、当法人の定款も同じように読み替えるものである。『貸借対照表の告示』についても、特定非営利活動促進法の改正により改正するもので、どちらも法律の改正に伴い遅滞なく改正するものである。総会で議案とする前に理事会で承認を得ておかなければ、総会に上程することはできないために、提案したものである。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく、審議事項①「特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク定款改正」について、議決権行使書を含む賛成 22 名で承認され、審議事項①は終了した。

(議長)より、審議事項②「第 11 期通常総会 総会上程(案)」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長)より

「第 1 号議案から第 5 号議案までは一括審議とさせていただきます。

第1号議案の総括的概要として、この事業は「人」がすべてであるということを念頭において、重点課題に取り組んだ。

第 2 号議案について、1. 法人経営方針としては、保護者が安心して働くためには職員も同様に安心して働くことができる職場が必要であるため、委託料と自主財源のバランスを意識しつつ職員の待遇改善を行っていく必要があると考える。2. クラブ運営方針については、法人理念に基づく保育の実現と滞納のない健全なクラブ運営を目指す。3. 平成 29 年度の重点課題については行政との連携、職員の勤務労働条件の整備、保育料完納対策の強化、地域団体とのコミュニケーションの強化を図る。なお活動予算書(案)については、広告費を 10 万増、備品費は充実してきたため 20 万の減額、雑費については公用車の車検代として 15 万増の計上としている。

第 3 号議案については、審議事項①のとおりである。

第 4 号議案について、専務理事は非常勤の理事に代わり、市役所との交渉や学童保育所および保護者等からの要望等に即時対応を求められることを考え理事の中から 1 名を専務理事として有償で勤務して頂くも

のである。昨年同様に年棒 280 万円で提案したものである。

第 5 号議案について、各学童選出の新理事候補の方と、事実上の留任される理事も一旦は任期満了となり新理事候補として名前をあげている。この全理事候補の中から執行部である理事長 1 名、副理事長 2 名、および人事管理委員、処遇改善検討委員を選定するものである。執行部の仕事の内容については、理事長、副理事長は理事会開催の前に執行部会を開催し、専務理事が吸い上げた各学童からの要望、問題などを議案にする。人事管理委員会については職員採用・任用試験、人事異動、配置会議を行う。処遇改善検討委員については平成 29 年度発足なのでこれから支援員の先生方と進めて頂きたい。本来なら執行部についてはクジなどで決定すべきものではないと考えている。もし立候補者がいなければ天拝の渡邊理事が入ってもいいと伺っている。また二日市北学童の水田理事からも、立候補もなくクジによる選考で自分に決まれば引き受けると伺っている。」旨の説明がなされた。

(二日市東学童 石橋理事候補)より、「1 年間で良ければ自分が執行部に入っても構わない。」旨の意見がなされた。

(天拝学童 富永理事候補)より、「渡邊さんが入られるのなら自分も入って良い。」旨の意見がなされた。

(高木理事長)より、「ひとつの学童より 2 人が執行部に入ることに、異論がないか。」旨の質問がなされたが特に意見はなかった。

(高木理事長)より、「執行部や委員会の委員は、総会において新理事として承認された後に、総会を一時休会として別室にて臨時理事会を設けた中で決定することになる。その後、再開した総会において役員人事を発表するという流れである。定款で法人役員として監事を 2 名以上置く、また、顧問を置くことができると定めている。異論がなければ現執行部で対応をしていきたい。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく、審議事項②「第 11 期通常総会 総会上程(案)」について、議決権行使書を含む賛成 24 名で審議事項②は原案通り、ただし議案の趣旨を逸脱しない軽微な変更については執行部に一任するという事で可決され、第 11 期通常総会に上程することに決定した。

4. 協議事項

(議長)より、①待遇改善プロジェクトチームへの提案」について執行部に説明が求められた。

(高木理事長)より、「待遇改善プロジェクトチームとは仮称であるが、法人の組織のひとつとして、処遇改善検討委員会(仮称)として今後、審議していくことになる。これまで理事長と公募によるプロジェクトチームの支援員 4 名で話し合いを行ってきた。これからは、委員の理事と財源等も含めて進めていっていただくことになるが、たたき台として今まで話し合った中での課題、検討課題を挙げている。【給与】①10 年以上の永年勤続者の待遇については、上限額を 2,000 円値上げする。②主任の職責に対する待遇については、現在の 5,000 円から 10,000 円に引き上げる。③ワークライフバランスを図るについては、正規職員に夏と冬に勤勉手当を支給するというものである。これにかかる費用については試算のとおりであり、財源については延長保育料収入を充当するとしている。しかしながら法人は、委託料と保育料で運営されているので、保育料が減れば財源を検討していかなければならない。また【労働時間】については、ちくしっ子ネットワークは法人化する前に県連に属しており、その研修などの打合せに要した会議が年 5 回あったが、県連を脱退し不要になったため年 51 回の会議(10 時～12 時)を 46 回に減らすことを提案している。勤務時間が減るということは、時給換算すると事実上の賃上げになる。また土曜日の延長保育は、利用者が極めて少なく光熱費等の費用がそれを上回っている。利用者がゼロではないが、廃止を検討してはどうかというものである。設立からの待遇改善については、設立当初は全員が時給制であったが、平成 20 年に月給制が導入され保育料が 1,000 円の値上げとなった。主任者手当については、設立時は 10,000 円だったものが月給制の導入時

には職員了承のもと3,000円に減額された。平成25年には前歴加算制度を導入し、給料の上限額も1,000円引き上げられた。平成27年度より延長保育が開始となった際には、平成27年度に限り延長手当を支給。平成28年には再度主任者手当を5,000円に増額をしている。」旨の説明がなされた。

(議長)より、質問や意見が求められたが特になく、協議は終了した。

—議長退任—

5. 報告事項

(泥川副理事長)より、「二日市小学童保育所の現況」について高木理事長に説明が求められた。

(高木理事長)より、「二日市学童の1種1級の障害を持つ児童の受け入れについては、4月より看護師を配置し対応している状況である。実際の現場は大変なことも多々あるが、保護者や保護者会とも連携をとり今後も対応していきたい。なお理事においては入所からの経緯などについても引継ぎを確実に行って頂きたい。」旨の報告がなされた。

6. 連絡事項

(泥川副理事長)より、「滞納者対応」について高木理事長に説明が求められた。

(高木理事長)より、「ガイドラインにあるように、年度末に未納がある人については次年度の継続できないことになっているが、実際には入所をしている方がいる。該当のクラブについては保護者会で早急に対応して頂きたい。」旨の説明がなされた。

(泥川副理事長)より、質問や意見が求められたが特になく、第11期通常総会が5月27日(土)19時00分からの予定である旨が伝えられ、散会した。

21時00分 終了